

井手町から転出される方へ(必ずお読みください)

当町に在住中は町政の推進にご協力いただきありがとうございました。
転出されるに当たり、次のことに注意してください。

☆転出・転入届について

- ◎新しい住所に住まれた日から**14日以内**に新住所の市区町村で転入の手続きをしてください。正当な理由がなく届出が遅れますと、5万円以下の過料に処せられることがあります。
- ◎転入届には次のものがが必要です。
 - ①転出証明書（新住所、転出予定日等が変更になってもそのまま提出してください）
 - ②印鑑
 - ③本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）
 - ④国民年金手帳（加入者のみ）
 - ⑤国民健康保険証（国民年金に加入しなければならない方で、転入先の世帯が国民健康保険に加入しているとき）
- ◎転出予定日からは、井手町に住所がないものとして取り扱います。
- ◎都合により転出を取りやめる場合は、速やかに転出証明書と印鑑と本人確認書類を持参して、転出取消しの手続きをしてください。
- ◎住基カードは井手町から転出されると無効になります。必ず井手町役場か転入先の市区町村に返却してください。
- ◎誤った届出を避けるため、できるだけ本人・世帯主・家族の方が届出をするようにしてください。
- ◎外国籍の方は転出届の必要はありません。新住所地の市区町村に外国人登録証を持参して転入の手続きをしてください。ただし、転出にともなって印鑑登録その他のものに該当する場合は手続きをしてください。

☆印鑑登録について

- ◎印鑑登録をされていた方は転出（予定）日をもって印鑑登録証明書の発行ができなくなります。必要な方は新住所地で印鑑登録の手続きをしてください。
- ◎印鑑登録証は窓口にお返しいただくか、または、ご自身で処分してください。
- ◎転出予定日まで印鑑登録証明書が必要になった場合は、転出証明書と印鑑登録証を持参してください。

☆その他の手続きについて

転出と同時に次に該当される方は各担当課で手続きをしてください。

対象者の方		手続き等	担当課
国民年金	加入者	印鑑を持参して転出の手続きをしてください。	住民福祉課 82-6164
	受給者	住所変更届を新住所地の社会保険事務所に送付してください。	

(裏面につづく)

子ども手当受給者	「消滅」の手続きをして、新住所地で手続きをしてください。	住民福祉課 82-6164
児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者	手当証書を持参して住所変更の手続きをしてください。	
井手町特別児童扶養手当・心身障害児童特別手当受給者	資格喪失の手続きをしてください。	
保育園在園児	退所の手続きをしてください。	
母子家庭奨学金受給者	住所変更の手続きをしてください。	
国民健康保険加入者	転出（予定）日の翌日に資格が喪失します。健康保険証をお返しくください。保険税を精算してください。	保健医療課 82-6166
後期高齢者医療受給者	後期高齢者医療受給者証をお返しくください。	
福祉医療等（老人・障害・母子・乳幼児）助成受給者	各種医療受給者証をお返しくください。	
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者	手帳の住所変更の手続きをしてください。	高齢福祉課 82-6165
障害福祉手当・特別障害者手当受給者	各手当の資格喪失及び未支給金の受給手続きをしてください。	
介護保険 65歳以上の方、40歳～64歳までの介護認定を受けている方	介護保険被保険者証をお返しくください。介護認定の申請中または認定を受けておられる方は、受給者資格証明書を発行します。	
し尿処理の加入世帯	世帯全員でし尿収集を廃止される方は廃止届をしてください。（下水道・浄化槽は不要です。）	産業環境課 82-6168
犬の登録をしている方	新住所地で犬の登録事項を変更してください。	
水道の手続き	閉栓の手続きをしてください。	上下水道課 82-6168
公立小・中学校の児童・生徒	転学手続きをし、今までの学校から在学証明書・教科書給与証明書を受けてください。在学証明書と教科書給与証明書を持参して新住所地で手続きをしてください。	教育委員会 学校教育課 82-4333
125cc以下の原付バイク・小型特殊自動車の保持者	ナンバープレートと印鑑を持参して廃車手続きをしてください。廃車証明書と印鑑を持参して新住所地で手続きをしてください。 (250ccまでの軽二輪・軽自動車は軽自動車協会、250ccを超える自動二輪・普通自動車は陸運局で手続きをしてください。)	税務課 82-6163
町税等に未納がある方	未納の町税等の精算をしてください。	